機密性２　完全性１　可用性１

達　示　第　３　号
平成２６年1月２０日

宮城刑務所長　浅　野　広　行

未決拘禁者等遵守事項の制定について

標記について，別添のとおり定め，本年２月３日から施行する。

なお，平成１９年６月１日付け達示第９号「未決被収容者遵守事項の制定について」については，上記施行日をもって廃止する。

未決拘禁者等遵守事項

宮城刑務所

未決拘禁者等遵守事項

第１　遵守事項

次に定める事項は，受刑者以外の被収容者として，当所に収容されている間，守らなければならない遵守事項です。これに違反した場合には，「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」第１５０条第１項に基づき，同法第１５１条第３項に定める懲罰を科されることがあります。また，その違反行為が刑罰法令に触れるときは，さらに刑罰を科されることもあります。

１（逃走）

逃走し，又は逃走することを企ててはならない。

２（自殺）

自殺を企ててはならない。

３（自傷行為等）

自傷し，若しくは異物を飲み込むなどの身体に害を及ぼすおそれのある行為をし，又はこれらの行為を企ててはならない。

４（視察妨害）

視察口等を壊し，若しくは汚損し，許可なく走り，又は隠れるなどして，職員による視察を妨害し，又は妨害することを企ててはならない。

5（不正連絡）

許可なく，又は許可された方法によらず，他人（自己以外の全ての者をいう。以下同じ。），外部の団体等と連絡し，又は連絡することを企ててはならない。

6（拒食）

要求又は反抗の手段として，職員の指示に従わずに拒食してはならない。

7（連行等の拒否）

正当な理由がないのに，出廷，移送，調査，その他居所を移動するための連行等を拒否し，又は拒否することを企ててはならない。

8（診療等の拒否）

健康診断及びその実施上必要な医学的処置を拒否してはならない。生命に危険が及ぶおそれがあるとき又は他人に疾病が感染するおそれがあるときに実施する診療，医療上の措置及び健康維持のための食事を拒否してはならない。

9（暴動等）

集団で騒ぎ，暴動を起こし，若しくはこれに加わり，又はこれらの行為を企ててはならない。

10（火気不正使用等）

許可なく，火を発し，若しくは使用し，又はこれらの行為を企ててはならない。

11（建物等の損壊）

建物，設備，備品等を壊し，又は壊すことを企ててはならない。

12（設備等の機能妨害等）

電気，ガス，水道，非常ベル，通信機器，通路その他の施設の設備等の機能を妨害し，若しくはこれらを本来の用途に反して用い，又はこれらの行為を企ててはならない。

13（静穏阻害）

壁や扉をたたくなどして騒音を発し，放歌し，口笛を吹き，又は故意に生活音以外の音を断続して発生し，若しくは正当な理由なく大声を発するなどして，静穏な環境を害してはならない。

14（集団形成）

他人に対する脅迫，威圧，若しくは要求又は職員に対する反抗を目的として，集団を形成し，又は形成することを企ててはならない。

15（虚偽風説流布）

虚偽の風説を流布し，又は流布することを企ててはならない。

16（汚損行為等）

建物，設備，備品等に落書きをし，又はこれらを汚損してはならない。

17（残飯投棄等）

残飯，ごみ等を所定の場所以外の場所に投棄し，又はたんやつばを吐き散らすなど，施設の環境衛生を害する行為をしてはならない。

18（物品不正製作等）

許可なく物品（金銭を含む。以下同じ。）を製作し，加工し（改ざんを含む。），所持し，隠匿し，壊し，若しくは投棄し，又はこれらの行為を企ててはならない。

19（物品不正授受）

許可なく他人と物品を授受し，又は授受することを企ててはならない。

20（酒・たばこの製作等）

酒類，たばこ若しくはこれらと類似のものを製作し，所持し，隠匿し，用い，若しくは他人と授受し，又はこれらの行為を企ててはならない。

21（シンナー等の吸飲）

シンナー又はこれと類似のものを吸飲し，又は吸飲することを企ててはならない。

22（物品等不正使用）

使用を許されている設備若しくは物品の管理を怠り，又は許可なくこれらを本来の使用目的と異なる用途に用い，若しくは定められた使用方法に反して使用してはならない。

23（不正洗濯等）

許可なく，衣類等を洗濯し，身体若しくは髪を洗い，水を用いて拭身し，又は水をまき散らすなどして，水を不正に使用してはならない。

24（暴行等）

他人に暴行を加え，若しくは傷害を与え，又はこれらの行為を企ててはならな

い。

25（けんか）

他人とけんかし，若しくは口論し，又はこれらの行為を企ててはならない。

26（脅迫等）

他人を脅迫し，威圧し，だまし，若しくは困惑させる言動をなし，又は他人に対し義務なきことを強要してはならない。

27（侮辱等）

他人を中傷し，ひぼうし，若しくは侮辱し，又は他人に対し粗暴な言動をしてはならない。

28（物品喝取等）

他人の物品を盗み，だまし取り，又は脅し取ってはならない。

29（不正配食等）

不正に，配食又は喫食してはならない。

30（とばく等）

とばく若しくはとばく類似の行為をし，又はこれらの行為を企ててはならない。

31（文身等）

文身を施し，又は髪若しくはまゆ毛をそり込むなどして，勝手に容ぼうを変えてはならない。

32（性的行為等）

他人との間で，又は他人に対して性的行為をしてはならない。他人と寝床を共に

してはならない。

33（わいせつ行為等）

故意に陰部を露出するなど，他人にわいせつな又は嫌悪の情を起こさせるような行為をしてはならない。

34（点検等の拒否等）

職員による人員点検又は身体，着衣，居室若しくは物品の検査を拒否し，又は妨害してはならない。

35（職務執行妨害）

職員の職務の執行を，暴行，脅迫その他の方法で妨げてはならない。

36（虚偽申告）

職員の職務上の調査，質問等に対して，虚偽の申告をしてはならない。

37（反復要求）

職員に対し，強要にわたるような要求を繰り返し行ってはならない。

38（反抗）

職員に対し，抗弁，無視その他の不当な方法で反抗してはならない。

39（無断離席等）

許可なく，定められた就寝位置を変更したり，指定された席若しくは場所を離れ，又は立入りが禁止された場所に立ち入ってはならない。

40（不正交談等）

交談を禁じられている別表に掲げる時又は場所において，正当な理由なく話等をし，又は話し掛けてはならない。

41（起居動作時間帯違反）

故意に定められた起居動作の時間帯に違反する行為をしてはならない。

42（刑罰法令違反）

刑罰法令に違反する行為をしてはならない。

43（唆し行為等）

他の被収容者に対して，遵守事項に違反することをあおり，唆し，又は援助してはならない。

第２　職員の指示に対する違反

第１の遵守事項に違反した場合のほか，「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」第７４条第３項の規定に基づき職員が行った刑事施設の規律及び秩序を維持するために必要な生活及び行動についての指示に違反した場合にも，同法第１５０条第１項に基づき，同法第１５１条第３項に定める懲罰を科されることがあります。

第１の４０項別表

区　分	時（時間帯）	場　　所
該当行為	① 就寝中 ② 人員点検中 ③ 引率歩行中 ④ 運動場移動中及び運動中 ⑤ 休養者の安静時間中 ⑥ その他刑務官が周囲の状況から交談させないことを相当と判断して指示したとき（時間）	① 居室と他の場所の間 ② 面会・診察待合室 ③ 診察室 ④ 調室（新入調室等を含む。） ⑤ 入浴場（脱衣場を含む。） ⑥ 出廷等の護送車内 ⑦ その他刑務官が周囲の状況から交談させないことを相当と判断して指示した場所